

温室効果ガス排出の削減の取組を行う肉用牛経営者への支援が開始されます。

地球温暖化対策などの持続可能な社会の実現に向け、畜産においても地球温暖化抑制のための対策を強力に推進する必要があります。このため、肉用牛に起因する温室効果ガス削減の取組を支援することで、環境負荷を軽減し、持続可能な経営の実現を後押しします。



事業名：環境負荷軽減型持続的生産支援事業 (エコ畜事業) 農林水産省補助事業

支援対象となる取組

A 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換

◇取組内容

耕種農家と飼料の供給契約を締結し、水田で作付けする水稲、WCS、飼料用稲等を青刈りとうもろこしや牧草に転作し、耕種農家から生産した飼料の供給を受ける。

◇交付金単価

①青刈りとうもろこし等 : 2,000円/トン

②牧草 : 800円/トン

※ 飼料重量の計量が難しい場合には、一律の反収（単位面積当たりの単価）で交付

①青刈りとうもろこし等 : 4.4トン/10a (88,000円/ha)

②牧草 : 3.0トン/10a (24,000円/ha)

但し、1経営体当たり上限額108万円



B 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

◇取組内容

次の4つの取組のうち2つを実施する。

①放牧

②不耕起栽培

③消化液の利用

④化学肥料の削減



◇交付金単価

15,000円/ha (1経営体当たり上限10ha (15万円))

C 有機飼料の生産

◇取組内容

「有機畜産物の日本農林規格」又は「有機飼料の日本農林規格」に基づいた飼料作物の栽培をおこなう。（登録認証機関の認証が必要）

◇交付金単価

45,000円/ha（有機飼料作付け面積）



支援対象となる農家

- ・対象牛（4月1日時点の満7カ月齢以上の肉用牛）1頭当たり飼料作物作付延べ面積が北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上。
※輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換の取組（Aの取組）には適用しない
- ・農業環境規範の実践をしていること。
- ・環境法令等による指導等を受けていないこと。 等

事業参加の申し込み方法

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で取組内容（実施計画）等を入力し農林水産省へ申請し、実施計画の承認を得る。
※原則、紙による申請ではなく、パソコン、スマートフォン等を利用した電子申請となります。



本パンフレットの内容は、エコ畜事業のうち肉用牛経営に対する支援の概要について紹介したものであり、詳しい事業内容、事業要件等については、農林水産省ホームページに掲載されている事業の要綱・要領、事業の手引き、一問一答集等をご覧ください。

農水省ホームページ：

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/ecotiku/r4_eco_tiku.html



一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会
〒113-0033東京都文京区本郷1-34-3 後楽園SAJビル6F
TEL：03-5801-0772 FAX：03-5801-0774
ホームページ：<https://nbafa.or.jp>



環境負荷軽減等持続的肉用牛生産関連の各種情報をホームページで提供していきます